

● 今回の「贈収賄事件」に関連する資料

2016年12月7日
土光議員 質問関係資料 1

<これまでの判明した経緯:「送りつけを受けた者」>

3/16,17	その後 (6.3公判のやりとりで)	8/8 検察庁の資料閲覧	8/18,19,22 「信憑性のある情報」を元に
337名に聞き取り			17名に聞き取り (現職14名) (元職3名)
現職 9名	新たに 元職 1名		新たに 現職 4名 元職 2名

<当局の確定したとする事実>

(送りつけを受けた者 現職 13名、元職 3名)

	所属	氏名	もの	対応等
①			商品券らしきもの、ビールセット	現物および同等品を返却
②			ビールセット	同等品を返却
③			食料品セット	現物を返却
④			食料品セット	同等品を返却
⑤			コーヒーセット	同等品を返却
⑥			ビールセット	同等品を返却
⑦			ビールセット	同等品を返却
⑧			コーヒーセット	同等品を返却
⑨			ビールセット	同等品を返却
⑩			ビールセット	同等品を返却
⑪			商品券らしきもの	現物を返却
⑫			ビールセット	同等品を返却
⑬			コーヒーセット	同等品を返却
⑭			商品券	金品を送られた事実はない
⑮			商品券と食料品セット	同等品を返却
⑯			商品券と食料品セット	同等品を返却
⑰			商品券と食料品セット	同等品を返却

<鳥取地裁米子支部の判決文(2016年7月1日)、一部抜粋>

3 一方、被告人□□以外の平井工業の業務に関連する立場にあった**複数の公務員も**、被告人□□から、中元と歳暮の時期に**飲食物や商品券などを受け取っており**、仮に賄賂性(職務行為の対価性)や故意(賄賂であることの認識)の観点から収賄とまではいえないとしても、職員の職務の遂行の公平性及び公正性に対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的として定められた**米子市職員倫理規程には明らかに違反していたもので**、本件はこのような土壌の中で起きるべくして起きた**事件**ともいえることからすれば、**被告人□□のみを厳罰に処するのは酷な面がある。**